



Kyushu Electrical Safety Inspection Association



一般
財団法人

九州電気保安協会

電気エネルギー利用技術の向上を通して 地域とともに社会の発展に貢献します。

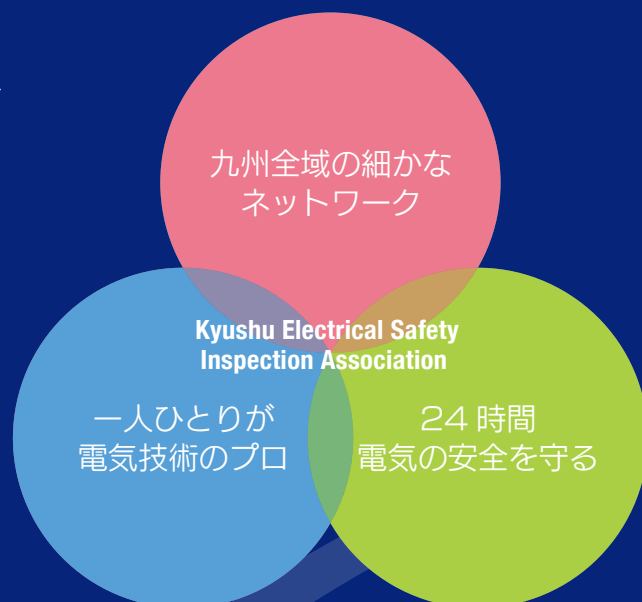
職員一人ひとりが電気技術者であると同時に、
“安全”を維持し続けることで、お客さまからの全幅の
信頼を頂いているということを肝に銘じ、
絶えず研鑽に努めています。

また、お客さまの多様なご要望にお応え出来るよう、

「電気エネルギー利用技術の向上を通して

地域とともに社会の発展に貢献する」

という基本理念に基づき、法令遵守と品質向上に努め、
最高の「技術」「品質」「サービス」を提供して参ります。



4 WORK CONTENTS

お客さまの電気の安全確保のため、それぞれのニーズに合わせた各種の業務に携わっています。業務の大意は、次の4つの柱で構成されています。



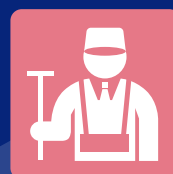
保安管理業務

自家用電気工作物を設置されたお客さまの委託を受け、電気工作物の保安管理業務を行います。



試験技術業務

電気工作物を設置するお客さまからのご要請を受け、試験業務等を行います。



調査業務

九州電力株式会社の委託を受けて、一般用電気工作物(主として、ご家庭・商店などの屋内配線設備等)の調査業務を行います。



広報業務

電気の使用および安全に関する啓発、周知、相談に関する業務を行います。



一般
財団法人

九州電気保安協会

は、お客さまに満足のいただける「電気の安全と安心」をお届けすることを、お約束いたします。

九州全域に1本部、8支部、50事業所を配置し、
専門技術者が365日24時間体制で、
お客様の「声」に迅速に対応しています。

お問い合わせ先



電気事業法による電気保安体制



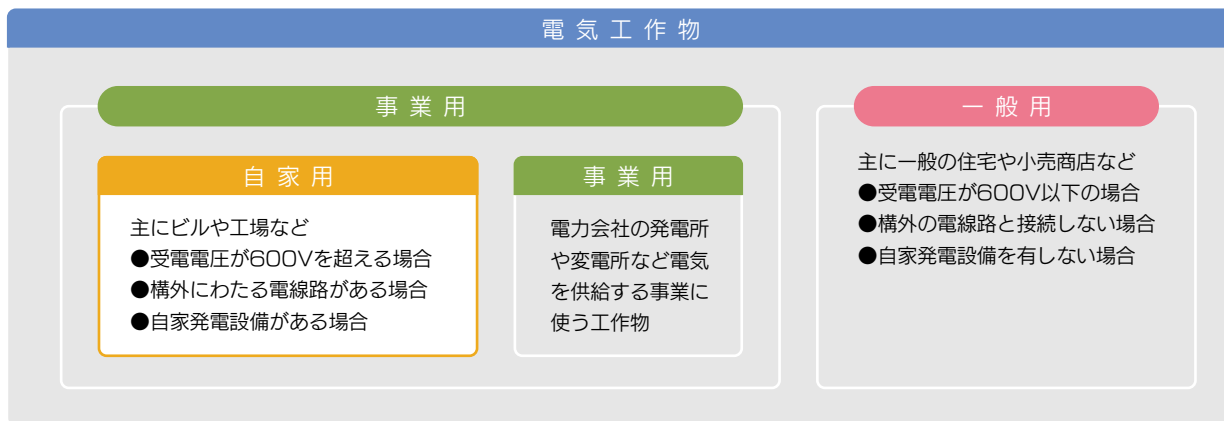
電気事業法と当協会の関わりについて解説いたします。

■ 法の目的（保安規制）

電気工作物の工事、維持及び運用を規制することにより

- ①電気使用者の利益の保護
 - ②電気事業の健全な発展
 - ③公共の安全の確保
 - ④環境の保全
- を目指す

■ 自家用電気工作物の定義



■ 設置者の義務

電気事業法では、自家用電気工作物の設置者に対し、自主保安体制として次の義務を課しています。

1	保安規程の作成・遵守 (電気事業法第42条)	当協会にご契約いただくと	「保安規程」の文案を作成し国への届出までのご協力をいたします。
2	電気主任技術者の選任 (電気事業法第43条)		電気主任技術者の選任が不要となり当協会が代行業務を行います。
3	技術基準の維持 (電気事業法第39条)		電気工作物を適正に維持するための報告・助言をいたします。

■ 外部委託制度

一口で言えば電気主任技術者の代行制度です。自家用電気工作物の設置者は電気主任技術者の選任(事業場毎に配置)をしなければなりません。一定の要件を満たす法人又は個人と、一定の条件の下で保安管理業務の委託契約を結べば、電気主任技術者を選任しないことができます(電気事業法施行規則第52条)。

九州電気保安協会にお任せください



保安全管理業務

自家用電気工作物を設置されたお客さまの委託を受け、電気工作物の保安全管理業務を行います。

① 工事施工時の立会い点検

設備の増設、改修などの時は必要に応じ立会いをいたします。また、竣工時には関係箇所(point)の点検を行います。



② 定期的な点検〈月次点検・年次点検〉

お客さまの事業場毎に担当者を選任し、電気設備の各種点検を定期的に行い、その結果をご報告いたします。



③ 電気設備トラブル時の対応

電気設備の停電、トラブル等が発生した場合は、24時間体制で直ちに自動し事故原因の探求、応急措置を行います。



④ 官庁立入検査立会い

国などの立入検査には、事前の検査資料作成のお手伝いのほか、検査に立会い検査官の専門的な質問にお答えします。



⑤ 電気使用安全や電気知識についてのご協力

当協会は、保安規程に基づく電気安全研修として、従業員の方々への電気使用安全や電気知識の習得のための職場研修等を支援します。

■ 低圧絶縁常時監視装置

目に見えない『漏電』を早期発見するために、24時間漏電を監視する「低圧絶縁常時監視装置」の設置をおすすめします。

メリット

- ① 24時間の漏電(絶縁状態)監視によるトラブル防止
- ② 装置費用・取付費用は不要
- ③ 保安全管理業務手数料が割引に





■無停電年次点検

「停電せずに点検してほしい」というご要望に、従来毎年行っている停電点検を3年に1回へ延長した「無停電年次点検」でお応えします。

メリット

①点検のための停電回数の減少

②保安管理業務手数料が割引に

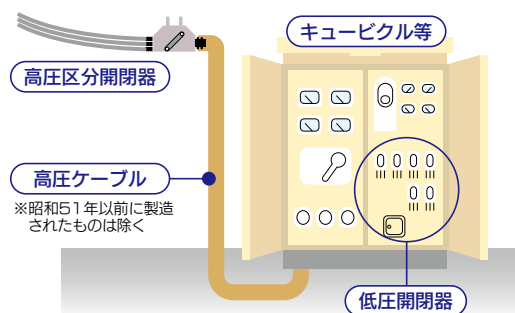


※点検結果によっては、あらためて停電して精密点検を行うことがあります。

■受電設備保証保険

九州電気保安協会は、お客さまのいざというときのお役に立てるよう「受電設備保証保険」に加入しています。

- 保険料は一括して当協会が負担いたします。
- 補償の対象機器は、電力会社等との責任分界点から受電設備の低圧開閉器二次側端子までの機器となります(右記図参照)。
- 補償額は300万円までです。



主な保証対象

①落雷 ②台風 ③水害

※補償範囲の詳細は担当者へお尋ねください。

■ECOねっとシステム

監視装置が自動的に収集した電気使用に関するデータをお客さまご自身でいつでもご利用できる Web を活用したサービスです。

メリット

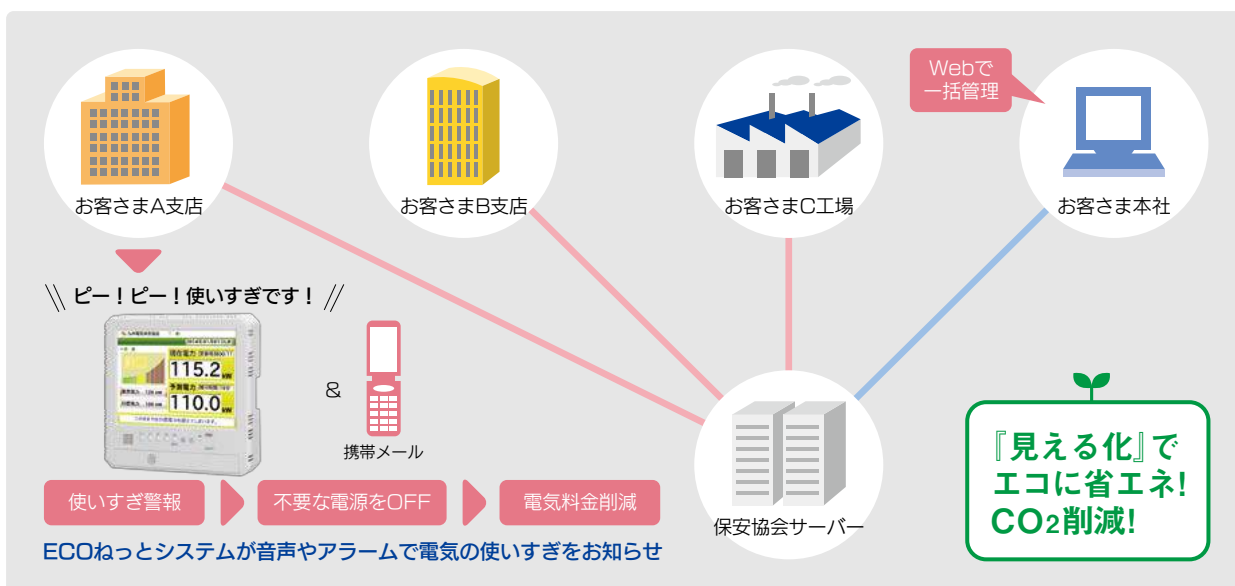
①電気料金の削減

②『見える化』による意識向上

③省エネルギーの管理

④初期投資不要

⑤効率的な設備運用





試験技術業務



電気工作物を設置するお客さまからのご要請を受け、各種の点検・測定・試験を行います。

① 定期点検業務 定期的に点検・測定・試験を実施

- **月次点検**：毎月施設の運転中に行います。
- **年次点検**：毎年1回程度、施設の運転を停止(停電)して行います。

② 精密点検業務 定期点検よりさらに精密な点検・測定を実施

- **停電点検**：直流絶縁劣化診断、タンデルタ試験、絶縁油の試験、真空遮断器の精密点検、コンデンサ容量試験、変圧比・各変位測定、避雷器特性試験
- **無停電点検**：赤外線過熱診断、放電箇所探査、ケーブル活線診断、電源波形・高調波等測定

③ 竣工検査業務 新・増設工事に伴う電気設備の測定・試験を行い、電気設備技術基準やその他の法令への適合を確認

- **外観点検** ● **接地抵抗測定** ● **絶縁抵抗測定** ● **絶縁耐力試験(交流・直流)** ● **保護継電器試験**

④ 手続支援業務 国、電力会社への提出書類作成のお手伝い

- **工事計画書作成** ● **保安規程作成および変更** ● **使用前自主検査要領書作成(安全管理審査等)**
- **主任技術者の選任届出書作成** ● **電気事故報告書作成**

⑤ 技術業務 事故原因の探査・究明、省エネ法の対応、電気設備と関連が深い消防用設備等の点検

- **各種点検・測定・解析** ● **防災業務** ● **省エネコンサルティング業務** ● **監視、監督業務** ● **事故原因調査業務** ● **安全・教育等**



調査業務



九州電力株式会社の委託を受けて、一般用電気工作物(主として、ご家庭・商店等の屋内配線設備など)の調査業務を行います。

九州電力株式会社の委託を受けて、定期的にご家庭の電力配線などに危険なところがないか安全調査を行い、結果をお知らせします。また、家屋の新增設時にも安全調査を行います。



広報業務



ご家庭・商店・ビル・工場などへ広報誌やPR誌を配布したり、電気使用安全教室を開催するなど、電気を安全に使ってもらうための啓発、周知及び相談業務を行います。

- 広報誌「電気と保安」の発行(隔月)
- リーフレット、ポスター、チラシ等の配布
ならびにテレビ・ラジオCM放送
- 電気主任技術者実務セミナー
- 電気安全、省エネルギー等、電気に関するご相談
- 電気使用安全教室

Webサイトでも
情報発信中!

www.kyushu-qdh.jp



■事業所一覧

◇事業所数／1本部8支部・50事業所・18出張所

◇総合技術研修センター／1か所

本 部	810-0022 福岡市中央区薬院一丁目13番8号 TEL.092-711-0056 FAX.092-712-7151
総合技術研修センター	812-0042 福岡市博多区豊一丁目8番42号 TEL.092-483-2345 FAX.092-483-2347
北九州支部	800-0037 北九州市門司区原町別院15番5号 TEL.093-391-7007 FAX.093-391-5005
北九州事業所	800-0037 北九州市門司区原町別院15番5号 TEL.093-391-7950 FAX.093-391-0409
八幡事業所	806-0066 北九州市八幡西区若葉三丁目28番34号 TEL.093-641-8877 FAX.093-642-8797
行橋事業所	824-0031 行橋市西宮市四丁目15番5号 TEL.0930-23-5988 FAX.0930-23-5919
飯塚事業所	820-0003 飯塚市立岩1613-4 TEL.0948-28-9779 FAX.0948-28-9781
田川事業所	826-0044 田川市大字位登1692番地1 TEL.0947-45-8393 FAX.0947-46-0810
福岡支部	812-0017 福岡市博多区美野島四丁目1番71号 TEL.092-472-0296 FAX.092-471-5351
福岡中央事業所	812-0017 福岡市博多区美野島四丁目1番71号 TEL.092-472-0255 FAX.092-475-1376
福岡東事業所	811-0111 糟屋郡新宮町大字三代983番地 TEL.092-962-9065 FAX.092-962-9066
福岡西事業所	819-0005 福岡市西区内浜二丁目4番38号 TEL.092-892-4070 FAX.092-882-1550
前原事業所	819-1105 糸島市潤三丁目26番6号 TEL.092-322-1772 FAX.092-322-1281
福岡南事業所	818-0138 太宰府市大字吉松47番地3 TEL.092-918-1770 FAX.092-918-2330
甘木事業所	838-0062 朝倉市堤475番地4 TEL.0946-22-9242 FAX.0946-22-9841
久留米事業所	830-0046 久留米市原古賀町29番10 TEL.0942-35-5445 FAX.0942-35-5437
八女事業所	834-0004 八女市蒲原141-1 TEL.0943-24-2929 FAX.0943-24-2969
みやま事業所	839-0215 みやま市高田町濃施178番地1 TEL.0944-22-6801 FAX.0944-22-6802
壱岐出張所	811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触477-2 TEL.0920-47-4857 FAX.0920-47-1297
対馬出張所	817-0322 対馬市美津島町鶴甲487番地6 TEL.0920-54-6770 FAX.0920-54-6771
佐賀支部	849-0936 佐賀市鍋島町大字森田104番地7 TEL.0952-31-4254 FAX.0952-31-6207
佐賀事業所	849-0936 佐賀市鍋島町大字森田104番地7 TEL.0952-31-6141 FAX.0952-31-5553
佐賀北事業所	847-1201 唐津市北波多徳須恵1223番地 TEL.0955-64-3070 FAX.0955-64-3076
鳥栖事業所	841-0036 鳥栖市秋葉町二丁目1090-2 TEL.0942-85-1847 FAX.0942-85-1854
武雄事業所	843-0013 武雄市橋町大字大日字納手2738-1 TEL.0954-23-8476 FAX.0954-23-7686
玄海出張所	847-1441 東松浦郡玄海町大字今村字浅湖4112番地
本庄出張所	840-8502 佐賀市本庄1(佐賀大学構内)
日の出出張所	849-0923 佐賀市日の出一丁目21番10号
長崎支部	851-0134 長崎市田中町591番地5 TEL.095-813-8011 FAX.095-813-8012
長崎事業所	851-0134 長崎市田中町591番地5 TEL.095-813-8013 FAX.095-813-8014
江迎事業所	859-6145 佐世保市鹿町町土肥ノ浦226番地11 TEL.0956-65-2604 FAX.0956-65-2167
佐世保事業所	857-1165 佐世保市大和町99番2号 TEL.0956-31-6966 FAX.0956-32-2911
大村事業所	856-0024 大村市諏訪二丁目521-1 TEL.0957-54-0859 FAX.0957-52-5197
諫早事業所	854-0003 諫早市泉町16番12号 TEL.0957-23-3301 FAX.0957-23-3351
島原事業所	855-0031 島原市前浜町甲130-1 TEL.0957-63-6843 FAX.0957-63-6156
五島出張所	853-0065 五島市坂の上一丁目442-4 TEL.0959-72-6379 FAX.0959-72-8055
西海出張所	851-3425 西海市西彼町平山郷2321番地4 TEL.0959-36-7780 FAX.0959-36-7781
有川出張所	857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷944番地1 TEL.0959-42-1804 FAX.0959-42-2283
小浜出張所	854-0515 雲仙市小浜町北野989-2 TEL.0957-75-0333 FAX.0957-75-0351

大 分 支 部	870-0906 大分市大州浜二丁目5番28号 TEL.097-552-1340 FAX.097-552-5568
大 分 事 業 所	870-0906 大分市大州浜二丁目5番28号 TEL.097-552-1112 FAX.097-556-8669
中 津 事 業 所	879-0104 中津市大字野依852番地の2 TEL.0979-32-7578 FAX.0979-32-7353
日 田 事 業 所	877-0036 日田市三芳小洲町9番地の2 TEL.0973-24-3526 FAX.0973-24-2871
日 出 事 業 所	879-1502 速見郡日出町大字藤原2406番地の1 TEL.0977-28-0070 FAX.0977-28-0075
三 重 事 業 所	879-7125 豊後大野市三重町内田4043-3 TEL.0974-22-0950 FAX.0974-22-6886
佐 伯 事 業 所	876-0047 佐伯市鶴岡西町1丁目234-16 TEL.0972-23-7133 FAX.0972-24-1093
金 池 出 張 所	870-0026 大分市金池町二丁目3番4号
熊 本 支 部	860-0823 熊本市中央区世安町41番地1 TEL.096-363-6504 FAX.096-362-1247
熊 本 事 業 所	860-0823 熊本市中央区世安町41番地1 TEL.096-364-5188 FAX.096-364-6216
熊 本 北 事 業 所	861-0133 熊本市北区植木町清水35番4 TEL.096-272-1333 FAX.096-272-5222
熊 本 東 事 業 所	869-1103 菊池郡陽町大字久保田2799-15 TEL.096-232-8281 FAX.096-232-8312
熊 本 南 事 業 所	869-0501 宇城市松橋町山3708番地1 TEL.0964-32-3640 FAX.0964-32-5193
八 代 事 業 所	866-0863 八代市西松江城町10番33号 TEL.0965-34-7225 FAX.0965-35-8376
天 草 事 業 所	863-0033 天草市東町2番地14 TEL.0969-24-0556 FAX.0969-24-1569
人 吉 事 業 所	868-0303 球磨郡錦町西字白拍子769 TEL.0966-38-4114 FAX.0966-38-4132
阿 蘇 出 張 所	869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005番地 TEL.0967-22-1015 FAX.0967-22-1027
山 都 出 張 所	861-3515 上益城郡山都町城平868番地2 TEL.0967-72-3281 FAX.0967-72-3282
水 俣 出 張 所	867-0012 水俣市古城2-1-1 TEL.0966-63-9511 FAX.0966-63-9515
上 天 草 出 張 所	861-6102 上天草市松島町合津7914の4 TEL.0969-56-2755 FAX.0969-56-2822
牛 深 出 張 所	863-1902 天草市久玉町1411番地125 TEL.09697-3-3877 FAX.09697-3-2176
宮 崎 支 部	880-0123 宮崎市大字芳土2345番地17 TEL.0985-39-8130 FAX.0985-39-7536
宮 崎 事 業 所	880-0123 宮崎市大字芳土2345番地17 TEL.0985-39-8132 FAX.0985-39-8203
日 向 事 業 所	883-0051 日向市向江町一丁目193番地 TEL.0982-54-1003 FAX.0982-54-1022
高 鍋 事 業 所	884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋1031番地 TEL.0983-23-4382 FAX.0983-22-4113
小 林 事 業 所	886-0004 小林市細野342番地4 TEL.0984-23-2009 FAX.0984-23-9343
都 城 事 業 所	885-0004 都城市都北町4936番地 TEL.0986-38-5254 FAX.0986-38-5154
日 南 事 業 所	887-0031 日南市戸高一丁目11番地1 TEL.0987-23-0117 FAX.0987-23-7932
高 千 穂 出 張 所	882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井1013番地 TEL.0982-72-6524 FAX.0982-72-6526
鹿 児 島 支 部	890-0035 鹿児島市田上町4362番5 TEL.099-264-9746 FAX.099-264-1026
鹿 児 島 事 業 所	890-0035 鹿児島市田上町4362番5 TEL.099-264-5804 FAX.099-264-0813
出 水 事 業 所	899-0207 出水市中央町637番地 TEL.0996-62-2388 FAX.0996-62-2679
川 内 事 業 所	895-0012 薩摩川内市平佐町2000番地1 TEL.0996-22-5941 FAX.0996-22-5944
霧 島 事 業 所	899-6404 霧島市溝辺町籬280-1 TEL.0995-64-1888 FAX.0995-58-5005
志 布 志 事 業 所	899-7103 志布志市志布志町志布志三丁目24番5号 TEL.099-437-3710 FAX.099-473-2396
南 九 州 事 業 所	897-0302 南九州市知覧町17212番4 TEL.0993-58-7890 FAX.0993-83-2060
鹿 屋 事 業 所	893-0065 鹿屋市郷之原町12392-39 TEL.0994-43-8739 FAX.0994-43-8729
熊 毛 出 張 所	891-3101 西之表市西之表15750番地 TEL.0997-22-2270 FAX.0997-22-2231
奄 美 出 張 所	894-0004 奄美市名瀬鳩浜町66番地 TEL.0997-53-4460 FAX.0997-53-4462

